

宮城県監査委員告示 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第 12 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成 31 年 4 月 19 日

宮城県監査委員 中 島 源 陽  
宮城県監査委員 す どう 哲  
宮城県監査委員 石 森 建 二  
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

記

- 1 監査委員の報告日  
平成31年 2 月 19 日
- 2 通知のあった日  
平成31年 3 月 25 日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額

現年度分 82,688,093円

過年度分 228,044,804円

合 計 310,732,897円

・平成28年度収入未済額

現年度分 91,817,669円

過年度分 256,604,362円

合 計 348,422,031円

ロ 措置の内容

「平成 30 年度県税事務運営」及び「県税滞納額縮減対策 3 か年計画」に基づき「平成 30 年度大河原県税事務所運営方針」を策定し、年度末収入未済額について、個人県民税については前年度比 7 %以上縮減、その他の税目については前年度比 6 %以上縮減を数値目標とし税収確保に努めている。

<個人県民税の対応>

例年行っている共同催告、共同徴収、特別徴収未実施事業所への共同勧奨等を市町と連携して実施したほか、県町合同搜索を 1 件実施し完納に結びつけた。

また、地方税法第 48 条による直接徴収を 12 件引き受け、2 月末時点で 4 件が完納に結びついている。

さらに、県税還付金の情報提供、滞納整理技法向上のための研修会開催等、市町を支援した。

＜その他の税目の対応＞

高額・長期滞納事案（滞納繰越分）の19件については、事案検討会により処理方針を立て滞納整理を行った結果、2月末時点で5件が完納しており、このうち長期滞納案件だった1件については、不動産公売を実施したものである。その他、分納している者については、履行催告を定期的に行い、収入未済額の縮減を図っている。

また、訪宅の際には、自動車の有無や外観による生活状況の調査を行い、各種財産調査等の結果も踏まえて滞納整理方法を検討し、各滞納者の実態に応じた対応を行っている。

滞納処分に当たっては、自動車差押、預貯金の差押のほか、県町合同捜索により差押した動産については市町合同インターネット公売に出品した。自動車差押後も滞納が続く者については、積極的にタイヤロックを行い完納に結びつけている。

なお、資力のない滞納者については、納税の猶予や滞納処分執行停止を行い適切な債権管理に努めた。

## (2) 仙台南県税事務所

### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

#### ・平成29年度収入未済額

現年度分 149,735,100円

過年度分 206,010,506円

合 計 355,745,606円

#### ・平成28年度収入未済額

現年度分 109,937,942円

過年度分 234,400,200円

合 計 344,338,142円

### ロ 措置の内容

収入未済額の縮減については、平成28年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成30年度県税事務運営」に基づき、次のとおり税収確保に努めた。

個人県民税については、仙台南地方住民税徴収確保対策会議等を通じて、管内市町との連携強化を図りながら、県税事務所職員の市町徴税吏員併任制度による訪問催告や捜索・差押などを共同で実施したほか、あらたに市町相互併任制度を導入し、県及び市町間の協働活動を通じて、収入未済額の縮減に努めた。

また、個人県民税以外の税目については、前年より収入未済額が増加したものの、初動・調査チームと処分チームが連携し徹底した財産調査に基づき、預貯金等の差押などの滞納整理を実施した。

さらに、昨年度に引き続き、地域版の合同公売会を管内市町と協働で開催し、収入未済額の縮減に努めたほか、滞納処分の実情を広く住民に周知することで納税意識の醸成に寄与した。

### (3) 塩釜県税事務所

#### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成29年度収入未済額  
現年度分 90,952,872円  
過年度分 141,646,604円  
合 計 232,599,476円
- ・平成28年度収入未済額  
現年度分 103,792,378円  
過年度分 156,863,296円  
合 計 260,655,674円

#### ロ 措置の内容

県税収入未済額の縮減に当たっては、「県税滞納額縮減対策3か年計画」、「平成30年度県税事務運営」及び「県税事務運営に関する基本方針について」に基づき様々な滞納整理に取り組んだ。

個人県民税に係る市町支援については、共同催告をはじめ、滞納処分研修会の開催及び県税還付金の差押など従来の取り組みを推進するとともに、一層の支援強化を目的として、県職員の市町職員への併任発令について、管内市町と協議し、来年度の実施に道筋をつけた。

また、個人県民税以外の税目については、「新たな滞納を増やさないこと」を目標に、滞納件数の多い自動車税を中心に督促状発布直後から自宅訪問を行い、早期の催告に取り組むとともに、長期に至らない滞納であっても常習している滞納者には直ちに債権等の差し押さえを行い、納期内納税者との公平性を保つよう努めた。さらに、納税資力が乏しい者には、処分停止等の措置を講じるなど納税者の生活状況に則した対応を行った。なお、これらの取り組みに当たっては、地元税務署、管内市町との3税協力体制のもと、相互に連携を深め滞納者の情報共有を図り、効果的・効率的な滞納整理に結びつけた。

このほか、自動車税納期内納付キャンペーンに当たっては、地元FM局を通じた呼びかけを行うとともに、直接訪問して納付を依頼する大口の企業を増やすなど対応を強化した。

### (4) 塩釜県税事務所

#### イ 監査委員の報告の内容

事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- (イ) 法人事業税及び不動産取得税の課税免除において、決裁を受けずに処理をしたもの。
  - ・件数 6件
  - ・税額 21,167,000円
- (ロ) 法人事業税の課税免除において、事務を懈怠した結果、還付加算金が発生し

県に損害を与えたもの。

- ・ 件数 3 件
- ・ 税額 7,505,800円
- ・ 還付加算金額 164,400円

ロ 措置の内容

不適切な事務処理については、職員の不安定となった精神状態に起因するものであったが、組織として職員の状況把握や適切な書類管理がなされていなかったものと認識している。

そのため、これまで以上に職員とのコミュニケーションを図りながら、明るい職場づくりと風通しがよく、何でも相談できる組織となるよう努めている。また、所内会議等を通じ、内部統制の意識高揚や業務に対する使命感の重要性を職員に伝え、浸透を図っている。

事務処理の改善では、新たに免除申請書の「受付整理簿」を備え付け、書類管理の徹底を図るとともに、税務システムのネットワーク上の共有フォルダに「課税免除進行管理票」を整備し、担当以外の職員が、常に課税免除の処理状況をリアルタイムに共有できる体制を構築したことにより、再発防止を徹底した。

(5) 北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・ 平成29年度収入未済額
  - 現年度分 96,302,860円
  - 過年度分 197,283,670円
  - 合 計 293,586,530円
- ・ 平成28年度収入未済額
  - 現年度分 95,454,651円
  - 過年度分 279,893,039円
  - 合 計 375,347,690円

ロ 措置の内容

収入未済額の縮減対策については、平成28年3月に作成された「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成30年度県税事務運営」に基づき計画的に行い、次のとおり税収確保に努めた。

個人県民税については、「北部地区住民税徴収対策会議」等を開催し、徴収確保対策の協議や情報交換を行ったほか、モデルハウスにおいて搜索の研修会を開催し、市町職員の滞納整理技法の向上を図った。

また、県税職員の管内市町徴税吏員併任発令及び管内市町徴税吏員の相互併任発令職員による「併任職員徴収対策会議」を4回開催し、各市町からリストアップされた案件について搜索(計8件)を行ったほか、加美町・色麻町・涌谷町については共同催告(計1,775件)を実施し、収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税以外の税目については、財産調査の早期着手に努め、預貯金や給与等の債権差押を主体に、より効果的な滞納処分を実施し、収入未済額の縮減に努めた。

(6) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成29年度収入未済額
  - 現年度分 24,685,047円
  - 過年度分 57,053,678円
  - 合 計 81,738,725円
- ・平成28年度収入未済額
  - 現年度分 25,879,901円
  - 過年度分 49,638,876円
  - 合 計 75,518,777円

ロ 措置の内容

個人県民税については、北部県税事務所と共同で住民税徴収対策会議を開催し、栗原市との連携強化を図るとともに、北部県税事務所との共催による市町職員滞納処分研修会を実施し、当所若手職員とともに市職員の徴収スキルの向上等に努めた。

また、当所の職員5名を栗原市職員（徴税吏員）に併任発令し、滞納中の特別徴収義務者に対する訪問催告（30件）や高額事案の搜索を合同で行うなど、収入未済額の縮減と税収確保支援に努めた。

個人県民税以外の一般税については、早期の納税折衝と財産調査に努め、納税資力があるにもかかわらず納税に応じない者には滞納処分を積極的に進めた。

なお、滞納処分は、預貯金や給与等の換価性の高い債権の差押を中心としつつ、悪質事案については、タイヤロックや搜索・動産差押を実施し、差押した動産はインターネット公売に付し県税に充当するなど、税収確保、収入未済額の縮減に努めた。

このほか、調査により納税資力がないことが判明した滞納者等に対しては、法が定める要件に照らし、適切に処分停止を適用している。

(7) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成29年度収入未済額
  - 現年度分 136,412,234円
  - 過年度分 194,911,993円
  - 合 計 331,324,227円
- ・平成28年度収入未済額
  - 現年度分 110,993,100円
  - 過年度分 235,573,641円
  - 合 計 346,566,741円

ロ 措置の内容

収入未済額は、平成28年度決算から約1千5百万円の縮減（▲4.4%）が図られた

ものの、更なる縮減を進めるため、平成28年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成30年度県税事務運営」に基づき、収入未済額の縮減と税収の確保に努めた。

個人県民税については、東部県税事務所登米地域事務所と協力し、東部管内と登米管内合同による住民税徴収対策会議を開催し、縮減目標や取組事項等の情報提供、意見交換を行った。

また、東松島市、女川町との共同催告、市町職員を対象とした研修会の開催、県税還付金の差押支援など市町支援の各種事業に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、預貯金、給与等の債権を中心とした財産調査を積極的に進め、これらの調査結果を活用し、効果的な催告を行い自主納付につなげるとともに、差押等の滞納処分を実施した。さらに納税資力のない滞納者については、徴収緩和制度を適用し、滞納処分停止や換価の猶予を行い、適切な債権管理に努めた。

#### (8) 東部県税事務所登米地域事務所

##### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成29年度収入未済額  
現年度分 51,287,625円  
過年度分 95,717,791円  
合 計 147,005,416円
- ・平成28年度収入未済額  
現年度分 46,084,591円  
過年度分 94,905,128円  
合 計 140,989,719円

##### ロ 措置の内容

個人県民税については、登米市との情報・意見交換等徴収強化に向けた連携を図った。11・12月の宮城一斉滞納整理強化月間では、個人県民税の全滞納者(1,990人)に対し、登米市との連名による共同催告を実施した。さらに、東部県税事務所と協力し、登米市と東部県税管内の市町による住民税徴収対策会議を合同開催し、滞納額縮減への取組事項等について意見交換を行うとともに、滞納処分研修会を実施し、徴収技法の向上を図った。この他、県税還付金差押支援の実施など登米市支援に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、分納誓約等の進行管理の徹底と大口滞納者等の事案検討会を適時開催し、滞納整理方針を明確にした。滞納整理に当たっては、大口滞納者を優先して預貯金・給与・売掛金等の債権を主体に差押を行った。主な成果として、懸案となっていた大口滞納法人2社からは、破産管財人や債権差押による利害関係者等との交渉をまとめ、21,807千円取立てし完結することができた。この他、捜索によって差押した動産をインターネット公売に付して換価するなど差押中心の滞納整理を積極的に取り組んだ。さらに、調査等の結果、資力のない滞納者について、滞納処分執行停止を適切に適用するなど債権管理に努めた。

(9) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成29年度収入未済額  
現年度分 43,609,614円  
過年度分 94,101,920円  
合 計 137,711,534円
- ・平成28年度収入未済額  
現年度分 34,712,226円  
過年度分 99,762,556円  
合 計 134,474,782円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成30年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と税収の確保に努めた。

個人県民税については、地方税法第48条による直接徴収を実施したほか、共同催告・共同徴収、県税還付金の差押支援、研修会開催による滞納整理技法の向上など市町を積極的に支援する事業を実施した。

個人県民税以外については、国・市町とも連携しながら早期の折衝・催告を行うとともに、預貯金、給与等の債権を中心に早期の財産調査を行い、これらの調査結果を活用し、差押等の滞納処分を実施した。また、資力のない滞納者については、滞納処分執行停止等を行い、適切な債権管理に努めた。

(10) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・平成29年度収入未済額  
現年度分 8,725,211円  
過年度分 27,906,060円  
合 計 36,631,271円
- ・平成28年度収入未済額  
現年度分 4,005,914円  
過年度分 25,541,362円  
合 計 29,547,276円

ロ 措置の内容

事務所長をトップとする「仙南保健福祉事務所未収債権回収対策会議」を平成30年6月に開催。収入済額や昨年度までの取組状況を踏まえた取組方針を決定し、これに基づき、納付指導や新たな収入未済の発生防止を図った。また、平成31年3月にも対策会議を開催し、今年度の納付状況等の確認・共有を行うなど、所として収納促進や債権管理に取り組んだ。

納付指導については、地区担当員が家庭訪問時等に指導を行うとともに、一括納付が困難であると認められた場合には分割納入を認め納付促進・債権保全を図った（10件）。また、不正受給等による返還金の発生を防ぐため、今年度の初回訪問時に収入申告義務の周知徹底をあらためて図ったほか、課税調査等で把握した不正受給等については、速やかな納付に繋がるよう早期の対応に努めた。

・平成30年度収入未済額の処理状況

生活保護費扶助費返還金

平成30年度収入未済額 44,768,777円

収入済額 3,767,421円

不納欠損額 5,543,634円

平成30年2月末収入未済額 35,457,722円

(11) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金及び母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

(イ) 生活保護扶助費返還金

・平成29年度収入未済額

現年度分 21,495,303円

過年度分 56,044,351円

合 計 77,539,654円

・平成28年度収入未済額

現年度分 9,573,144円

過年度分 51,876,701円

合 計 61,449,845円

(ロ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

・平成29年度収入未済額

現年度分 5,105,033円

過年度分 39,923,471円

合 計 45,028,504円

・平成28年度収入未済額

現年度分 5,219,916円

過年度分 42,044,237円

合 計 47,264,153円

ロ 措置の内容

(イ) 生活保護扶助費返還金

平成28年度に設置した所長をトップとする「生活保護業務適正化会議」を毎月開催し、未収債権の縮減を図るため、納付指導及び訪問調査活動等の実施について進行管理を行い、未収債権の回収に努めるとともに、適時・適切な収入認定による未収債権の新規発生防止に努めた。

また、平成30年10月～12月の3か月間を「未収債権回収強化月間」に設定し、長期滞納等の59件、29,198,435円を対象として納付指導を行った。文書及び電話によ

る催告に応答がなかった滞納者については、幹部職員を含む「未収債権回収チーム」による組織的な納付指導に取組み、臨戸訪問を28件実施した。

「未収債権回収強化月間」の取組みにより、35件、16,115,264円の納付約束があり、平成31年1月末時点の納付額は3,164,497円となっている。

・平成29年度収入未済額の処理状況

生活保護扶助費返還金

平成29年度収入未済額 77,539,654円

収入済額 3,412,864円

平成31年1月末収入未済額 74,126,790円

(ロ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

平成27年度に設置した所長をトップとする「母子父子寡婦福祉資金対策検討会」を開催し、収入未済額縮減に向けた取組方針及び行動計画等を策定し、重点的に収入未済の縮減に取り組んだ。

平成30年1月には、全ての未償還債権について、借受人・連帯借受人・連帯保証人の三者に対して未償還状況を知らせるとともに、生計の状況や償還計画等を照会する「一斉状況調査」を実施した。

この調査結果を踏まえ、平成30年5月～8月に、長期滞納等の28人、14,448,974円を対象に集中的に訪問指導を行うなどしたところ、1,568,405円の納付があった。

さらに、平成30年12月にも同様の調査を実施し、その結果を踏まえ、長期滞納等の14人、7,633,397円を対象に訪問指導を行うなどしたところ、平成31年1月末現在で862,893円の納付があった。

また、この調査の結果から、借受人等債務者の所在不明が多く判明したため、住民票等照会や相続人調査を行い債権情報の整理を行った。

・平成29年度収入未済額の処理状況

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

平成29年度収入未済額 45,028,504円

収入済額 6,335,346円

平成31年1月末収入未済額 38,693,158円

(12) 北部保健福祉事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

昨年度指摘した許可事務の申請書の放置等による許可証の交付遅延において、事務改善の不徹底が認められたので、再発防止に向け対策を徹底されたい。

(内容)

・交付遅延 1件

ロ 措置の内容

文書規程に定められている文書配付票を配置し、担当者が処理状況を記入し、班長が随時確認するなど、業務の進行管理を確実にを行う体制とした。

また、許可申請の起案文書等と文書配付票を一緒に供覧し、他の申請に対する事務処理状況の確認を併せて行うなど、業務管理を徹底していく。

(13) 精神保健福祉センター

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

検査検収を実施していないもの。

- ・業務名 番号制度対応に関する精神保健管理業務システム改修業務
- ・業務完了報告年月日 平成30年3月30日

ロ 措置の内容

成果品が納入されたことにより担当者が業務の完了を確認していたものの、検収調書の作成を怠っていたものである。

今後、財務規則に基づいた適正な事務を行うために、会計事務の手引き等を改めて確認し契約事務の知識習得を図るとともに、複数の職員が確実にチェックすることにより、再発防止を図ることとした。

(14) 多賀城高等学校

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、二重払が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- ・件数 1件
- ・金額 82,080円

ロ 措置の内容

事務処理上不可欠な確認の漏れが多重に発生したことにより生じたものである。

事業担当者と支出事務担当者等による複数名による検収の実施、支出根拠書類の点検及び審査を始めとする基本的事項について職員間で再確認をし、二重払いの再発防止に努めている。

(15) 多賀城高等学校

イ 監査委員の報告の内容

事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

(イ) 第4四半期分授業料について、口座引落が不要な保護者から引落をしたもの。

- ・件数 146件
- ・金額 4,336,200円

(ロ) 負担金(就学支援金)から授業料への支出(公金振替)の対象者を誤ったもの。

- ・件数 4件
- ・金額 118,800円

ロ 措置の内容

担当した代替事務職員が授業料及び就学支援金業務は初めてであったが、事務処理のフォローの手が回らず、不適切な事務処理が生じたものである。

事務室全体において事務処理進行状況の共有化をし、支出時における複数人による確認を改めて申し合わせた。また、事務の遅延等を速やかに監督職員に報告・相談するよう職員に注意喚起を行い、再発防止に努めている。